

令和6年度 國學院大學大学院 聴講生出願要項

國學院大學大学院

1. 出願資格 *①～⑦のいずれかを有する者、もしくは見込の者

- ①学士の学位を有する者、
- ②外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより、当該外国の学校における16年の課程を修了した者。
- ③日本国内において、文部科学大臣が別に指定する外国の大学の課程（当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設の課程であって、その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を修了した者。
- ④外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者。
- ⑤専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者。
- ⑥文部科学大臣の指定した者。
- ⑦その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

2. 出願期間

令和6年2月16日（金）～2月28日（水）

※事務開室時間 9:00～17:00

（12:50～13:50、日曜・祝日を除く。また、入試等の行事のため一時的に閉室する場合があります。）

3. 出願書類 … 下記の書類を作成し、出願期間内に提出してください。

聴講願	所定用紙①	カラー写真1枚（縦4cm × 横3cm）を貼付
聴講生履歴書	所定用紙②	1部
聴講生科目届※	所定用紙③	後期開始科目も3月に提出
最終学校の卒業証明書		出身学校長発行のもの 発行3か月以内 ※継続者不要
誓約書	所定用紙④	
保証書	所定用紙⑤	
写真台紙	所定用紙⑥	カラー写真1枚（縦4cm × 横3cm）を台紙に貼付
聴講理由書	所定用紙⑦	1科目につき1枚。必要部数は各自コピーすること
定型長3封筒		84円切手貼付、返信先住所・氏名を明記すること
在留カード・パスポートのコピー、住民票		※外国籍の者は提出すること

※備考

大学院シラバスは3月中旬に公開となります。履修届は3月の手続期間に提出してください（「7. 手続」参照）。なお、後期開始科目から履修する場合においても3月に手続をしてください。9月に科目を追加して登録する事はできません。

4. 選考料（※新規出願者のみ）

- 10,000円（別紙「特別研究生・科目等履修生・聴講生 選考料納入方法」を参照）

※大学行事等で証明書自動発行機が停止している場合がありますので、ホームページ等で必ず確認をしてください。

5. 審査及び結果通知

- 審査 … 書類審査（及び面接審査。面接審査を実施する場合には、個別に連絡をします。）

- 審査結果 … 封書により通知 **3月中旬**

※諸般の事情により、聴講をお断りする場合がございます。その際、選考料は返金させていただきますのでご了承ください。

6. 授業への出席

- 授業開始は前期4月10日（水）、後期9月21日（土）です。

7. 手続 … 手続期間内に次の申請書を自動発行機にて購入し、大学院事務課に提出してください。

令和6年3月21日(木)～27日(水)

○登録料(施設設備費含む) 20,000円 ※本学出身者は半額

○受講料 新規登録者、継続者ともに1単位につき11,000円

○聴講生履修届(所定用紙③)

※手続期間・方法については、審査結果の通知とともにお知らせいたします。

8. 聴講科目の制限

① 聴講は許可された授業科目に限られます。また、聴講できる単位は1年間に12単位までです。

② 博士後期課程科目、法学研究科の演習科目は聴講不可。

9. 聴講生の在籍期間

① 聴講生の在籍期間は、当該年度限りです。

② 聴講生として在籍した期間は正規の在学年数には換算できません。

10. 身分証

○所定の手続きを完了した者には、『聴講生証』を交付します。

※ただし、学割証の使用および通学定期券の購入はできません。

○交付開始は4月授業開始日を予定しています。

11. 図書館の利用

○通常開館日に各種サービスの利用ができます。

○館外貸出冊数は、10冊まで、貸出期間は21日間です。

個人情報の取扱いについて

國學院大學では、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努め、安全管理のために必要な措置を講じています。聴講生出願の際に提出された個人情報は、選考手続のほか、受入決定後の授業・生活において必要な連絡や資料の送付に使用します。(この利用目的の範囲を超えて使用すること、本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。)

國學院大學大学院聴講生規程 (大学院学則第32条)

第1条 この規程は、本学大学院学則第32条に規定する聴講生について必要な事項を定めるものとする。

第2条 聴講生となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

1. 学士の学位を有する者
2. 外国において学校教育における16年の課程を修了した者、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を履修することにより、当該外国の学校における16年の課程を修了した者
3. 日本国内において、文部科学大臣が別に指定する外国の大学の課程(当該外国の学校教育制度に位置付けられた教育施設の課程であって、その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を修了した者
4. 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
5. 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに

限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者

6. 文部科学大臣の指定した者

7. その他本大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者

第3条 聴講生の在籍期間は、1カ年を原則とし、受講は、学年の始めに限って審査の上これを許可する。

ただし、引き続き聴講を希望する者は、所定の期間内に改めて聴講継続願を提出しなければならない。

第4条 聴講生として受講を希望する者は、本大学院所定の用紙に所要事項を記載し、選考料・履歴書・写真(3ヶ月以内撮影のもの)を添えて、学長に願出しなければならない。

第5条 聴講生として受講を許可された者は、誓約書(所定用紙)及び卒業証明書を提出し、直ちに登録料及び聴講料を納入して、聴講生証の交付を受けなければならない。

2 定められた期間内に手続きを完了しない者については、許可を取り消すことがある。

第6条 聴講生の選考料・登録料及び聴講料は次のとおりとする

選考料	10,000円(継続の場合は不要)
登録料	20,000円(本学出身者は半額)
聴講料	1単位につき、11,000円

【問い合わせ先】國學院大學 大学院事務課

<daigakuin-j@kokugakuin.ac.jp>

〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28

Tel : 03-5466-0142 / Fax : 03-5466-0536